

第1章 基本的な事項

1 改革の背景

昨今の財政環境は、10年以上続いた不況による税収の低迷、三位一体改革による地方交付税の大幅な減額等、近年にない厳しい状況を迎えており、行財政基盤の強化が急務となっています。

そこで国は、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日）の中で、新しい視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことを求めています。さらには、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日）の中で、簡素で効率的な政府の実現に向け、地方自治に対する国民の理解や信頼のもとに不断に行政改革に取り組み、地方分権を一層推進していくことを求めています。

一方、地方分権の流れは確実に進展しており、権限移譲と税源移譲がより一層進み、国・県・市の役割は大きく見直されてきています。さらに、高度化・多様化する行政へのニーズと併せて、市の役割は、ますます重要度を増し、かつ複雑化してきています。

これまでにない財政の状況、また行政運営に対しては、住民の関心も高く、これらの状況を改めて認識し、更なる行政改革の取り組みを推進する必要があります。

2 基本理念

小郡市においては、昭和61年5月、平成8年3月、平成14年4月に行政改革大綱を策定し、この大綱に基づいて、事務事業や組織機構の見直し、定員管理や給与の適正化、人材の育成・確保、情報化の推進をはじめとした様々な改革に取り組んでまいりました。

また、小郡市行政改革大綱集中改革プラン（平成17～21年度）を平成18年3月策定し、より具体的な方策の取り組みを進めています。

現在の状況を踏まえ、第4次総合振興計画（平成13年3月策定）に掲げる将来都市像「人と自然が調和する生活緑園都市・おごおり」を目指して、総合的かつ計画的なまちづくりを推進するため、次の3つの理念を基本とした行政改革を進めます。

① 経営感覚に立脚した市政運営

限られた資源を有効に活用するため、財政基盤を強化し、人材の育成及び意識の改革に取り組めます。

② 事業の選択と集中

市の財源には限りがあります。この限られた財源を最大限に生かすために、「捨てる勇気」を持ち、事務事業の不断の見直しを進めます。

③ 市民との協働によるまちづくり

市が、「公の仕事」としてやるべきかどうかを検証し、行財政の無駄・ムラを切り捨て、

市民と協働することにより新しい「公共」を創ります。

3 目標期間

本計画は、平成19年度から23年度までの5か年を目標期間とします。

4 計画の位置付け

本計画は、第4次総合振興計画の実現を目指し策定します。

また、市内の公共的機関または団体の代表者及び有識者で構成する小郡市行政改革推進委員会からの意見を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な市政の実現を推進する、新たな行政改革の指針とします。

5 改革の推進、公表

本計画の推進にあたっては、市長を本部長とした行政改革推進本部会議を主体として、職員一丸となって取り組みます。

推進状況については、小郡市行政改革推進委員会へ定期的に報告し、助言・提言を受けるとともに、この計画に盛り込んでいないものについても、必要に応じ積極的に取り組んでいきます。

市議会に対しては、市民から付託を受けた機関として、本計画の策定について報告をします。また、市民に対しては、ホームページや広報等を通じて公表します。

6 計画の見直し

社会情勢、本市の行財政状況により、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。